

令和 元年 6月25日

留学生 各位

国際文化研究科長

2019年10月期東北大学ユニバーシティ・ハウス及び国際交流会館  
外国人留学生入居者募集について

記

○施設及び所在地

ユニバーシティ・ハウス青葉山	980-8572	仙台市青葉区荒巻字青葉468-1
ユニバーシティ・ハウス三条	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
ユニバーシティ・ハウス三条Ⅱ	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
ユニバーシティ・ハウス三条Ⅲ	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
ユニバーシティ・ハウス片平	980-0811	仙台市青葉区一番町1-14-15
ユニバーシティ・ハウス長町	982-0011	仙台市太白区長町8-6-10
国際交流会館三条第一会館	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
国際交流会館三条第二会館	981-0935	仙台市青葉区三条町10-15
国際交流会館東仙台会館	983-0833	仙台市宮城野区東仙台6-14-15

【ホームページ】[http://sup.bureau.tohoku.ac.jp/housing/index\\_en.html](http://sup.bureau.tohoku.ac.jp/housing/index_en.html)

(A)外国人留学生入居者募集

1. 募集居室数

○ユニバーシティ・ハウス青葉山(UH青葉山)

Aタイプ(男子)用(11~12㎡) 121室

Aタイプ(女子)用(11~12㎡) 83室

○ユニバーシティ・ハウス三条(UH三条)

Aタイプ(男子)用(10㎡) 23室 ※Aタイプはシャワー・トイレが共用

Aタイプ(女子)用(10㎡) 22室

Bタイプ(男子)用(13㎡) 17室 ※Bタイプは居室にシャワー・トイレ有

Bタイプ(女子)用(13㎡) 11室

※Aタイプは主として学部学生用、Bタイプは主として大学院生用となります。

○ユニバーシティ・ハウス三条Ⅱ(UH三条Ⅱ)

Aタイプ(男子)用(12㎡)	31室
Aタイプ(女子)用(12㎡)	47室

○ユニバーシティ・ハウス三条Ⅲ(UH三条Ⅲ)

Aタイプ(男子)用(15㎡)	18室
Aタイプ(女子)用(15㎡)	21室

○ユニバーシティ・ハウス片平(UH片平)

Aタイプ(男子)用(12㎡)	11室
Aタイプ(女子)用(12㎡)	8室

○ユニバーシティ・ハウス長町(UH長町)

Aタイプ(男子)用(12㎡)	24室
Aタイプ(女子)用(12㎡)	13室

○国際交流会館三条第一会館

家族用(48㎡)	13室
夫婦用(46㎡)	25室
単身(男子)用(18㎡)	60室
単身(女子)用(18㎡)	63室

○国際交流会館三条第二会館

家族用(47㎡)	1室
夫婦用(32㎡)	6室
単身(男子)用(16㎡)	58室
単身(女子)用(16㎡)	27室

○国際交流会館東仙台会館(本館)

単身(男子)用(9㎡)	21室
単身(女子)用(9㎡)	13室

○国際交流会館東仙台会館(別館)

夫婦用(36㎡)	7室
単身(男子)用(18㎡)	11室
単身(女子)用(18㎡)	6室

## 2. 入居資格

2019年10月現在、本学に在学(在学見込みの者を含む)する外国人留学生

(学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生)

- (1) 現在、UH又は国際交流会館に入居中の者が、別の学生寄宿舍に申請することはできません。入居期間が9月13日(金)で終了する者は、他の学生寄宿舍への申請はできませんが、選考における優先順位が低いため、民間アパートへの入居を第一に考えてください。

また、別の学生寄宿舍に入居許可された場合、入居可能日までの約2週間程度ですが、留学生自身が滞在場所と留学生の荷物保管場所を確保する必要があります。

現在単身室に入居している者が、家族を呼び寄せる場合は、家族室、夫婦室への入居申請ができます。

- (2) 過去にUH又は国際交流会館に入居経験があり、現在は海外または民間アパートに入居している留学生が、申請することも可能とします。

ただし、以前の入居において、ルール違反や他の入居者への迷惑行為があった者については、入居は不可とします。

- (3) UH青葉山は、寄宿料、共益費の他に、寝具や生活用品レンタル等の全入居者対象サービス料金6,000円を支払します。新入生、在學生に係わらず、申請者はサービスのキャンセルはできませんので、ご了承の上、お申込み下さい。

- (4) 本学は「キャンパス内全面禁煙」です。各寄宿舍もキャンパスです。各学生寄宿舍敷地内、建物内すべて全面禁煙です。喫煙習慣があり、日常生活で喫煙を希望する場合は民間アパートに入居してください。

- (5) 特に国際交流会館三条第一会館及び東仙台会館については、大学で修理修繕を実施しておりますが、老朽化が著しいため、居室、シャワー、トイレの状態が良好ではありませんので、ご了承願います。申請の結果、申請者数等の理由により同会館へ入居を許可する場合があります。

### 3. 入居期間

原則として下記のいずれかとなります。入居日は以下、「7. 入居日等」を参照してください。UH青葉山は最大2年、三条地区、片平地区、長町地区は最大1年、東仙台地区は最大半年間の入居とします。長町地区を除き、それ以上延長して入居することはできません。

・2019年10月1日(火)～2020年9月15日(火)

・2019年10月1日(火)～2020年3月13日(金)

・2019年10月1日(火)～2021年9月15日(水) UH青葉山のみ

・2019年10月1日(火)～2021年3月15日(月) UH青葉山のみ

※交換留学生は、2020年2月28日(金)、2020年8月31日(月)までの申請も可能とします。

(1)原則として、これより短い期間では申請できません。

(2)退居後の居室について、ハウスクリーニングを実施し、次の入居者を迎えますので、9月30日又は3月31日までの入居期間ではありません。卒業予定の留学生でも、学位記授与式までの入居はできませんので、ご注意ください。

#### 【退居月の寄宿料等について】

許可された入居期間の最終月2・3・8・9月の15日までに退居する場合、当該月の寄宿料及び共益費は半額となります。入居期間が9月15日までの者が、8月15日までに退居しても8月分は半額にはなりません。入居許可書に記載された最終月のみ半額になります。短期留学の方は、入居期間の入力の際、ご注意ください。

#### 4. 寄宿料等

別紙の一覧表を参照してください。

#### 5. 入居申請

入居を希望する者は、「東北大学ユニバーシティ・ハウス及び国際交流会館入居申請書」(様式1-1、1-2)に申請データを入力し、教務係にEメールにて送付してください。

##### 申請書の提出方法

電子メールにエクセル形式の申請書を添付して教務係まで送付

教務係メールアドレス:int-kkdk@grp.tohoku.ac.jp

メール件名は「宿舎申請希望：(氏名・学年)」としてください。

→記入例:「宿舎申請希望:王 東北・MC1」

**提出期限:2019年7月11日(木)17:15<期限厳守>**

#### 6. 入居許可

選考結果及び入居許可書は、8月中旬頃に本研究科を通じて申請者に通知されます。

#### 7. 入居日等

入居を許可された者は、入居許可された学生寄宿舎で、オリエンテーション等の入居手続きを完了の上、入居開始してください。入居開始日は、次のとおりです。

○2019年9月24日(火)UH青葉山のみ

○2019年9月25日(水)UH青葉山を除くすべての学生寄宿舎

※土日の入居はできません。

#### 8. 入居許可の取消し・退居命令

許可された入居期間の開始日から7日以内に理由なく入居しない場合及び入居許可者以外の者を宿泊させた場合等、「東北大学ユニバーシティ・ハウス管理運営規程」、「東北大

学国際交流会館管理運営規程」及び「大学又は管理室から指示された事項」に従わない、又は違反した者は、入居許可の取消し、又は退居を命ずることがあります。

過去に、騒音行為等により他の入居者への迷惑行為を行い、嚴重注意処分、又は退居処分を受けた留学生がいました。入居許可者は、日本の文化や習慣、入居ルールを順守する義務があり、入居者全員が快適に生活できるように協力することが求められます。

## 9. その他留意事項

- (1) 記入漏れ等により選考上不利になる場合がありますので、申請書すべての記入欄に記入漏れがないことを確認してください。(学籍番号が未定の場合は、「未定」と記入してください。フリガナが記入できない場合は、空欄にしてください。)
- (2) 10月から本学に入学予定の方も、学生寄宿舍の入居申請ができます。受験生の方は合格発表後に申請しても間に合いませんので、入学を前提に申請してください。
- (3) 進学予定のある研究生の方については、研究生の在学期間で申請してください。  
改めて、進学時に入居期間の延長申請を行ってください。  
UH青葉山とそれ以外のUH・国際交流会館では入居期間が異なります。入居期間は、第一希望の学生寄宿舍に入居する場合の希望期間をご記入ください。
- (4) 夫婦室・家族室への入居希望者については、下記の書類を添付してください。

### 【家族が日本にいる場合】

- ・申請者との続柄が証明できる書類の写し(国民健康保険証など)

### 【家族を日本に呼び寄せる場合】

- ・申請者との続柄が証明できる書類の写し(結婚証明書など)
- ・呼び寄せる家族の在留資格認定証明書、又は証明書の交付を申請した際に入国管理局より発行される申請受理票の写し

### 【家族を伴って来日する場合】

- ・申請者との続柄が証明できる書類の写し(結婚証明書など)、日本で同居する家族のパスポートの写し

※結婚予定の方は、入居日までに上記の書類が提出できることが申請条件となります。

※申請時に上記の書類が提出できない方は、申請書に理由書を添付し、後日提出してください。